

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック） チェックシート解説書

農林水産省農村振興局整備部多面的機能支払推進室
大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

令和 7 年度から、全ての活動組織等が多面的機能支払交付金の活動を実施する際、環境への負荷が生じることのないよう意識して活動を実施することが必要となります。

具体的に、どのような活動において、どのようなことを意識して取り組むことが必要かをまとめたものが次のページの「チェックシート」です。

この資料では、この「チェックシート」の取組の詳細な内容について解説しています。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは

農林水産省の各種補助事業等において
持続可能な食料システムの構築に向けた
環境にやさしい農林漁業のために
必要な最低限の取組を要件化するものです。

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針において示された
農林漁業に由来する環境負荷に
総合的に配慮するための基本的な取組



申請時記入日： 年 月 日
報告時記入日： 年 月 日

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック） チェックシート

組織名： ○○活動組織

	(1) 適正な施肥	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
①	「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の適正な保管	□	□	□
②	「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	□	□	□

	(2) 適正な除草や害虫駆除等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
③	多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 除等を行う場合やみどり加算の交付を受ける場合 農薬の適正な使用・保管	□	□	□
④	「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 農薬の使用状況等の記録・保存	□	□	□

	(3) エネルギーの節減	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑤	活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	□	□	□
⑥	活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	□	□	□

	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑦	全ての活動組織及び広域活動組織(特定事業実施者を除く) 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理すること で悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	特定事業実施者のみ □	□	□

	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑧	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理		□	□

	(6) 生物多様性への悪影響の防止	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑨	多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	□	□	□
⑩	生態系への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める	□	□	□

	(7) 環境関係法令の遵守等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑪	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める		□	□
⑫	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守		□	□
⑬	活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める	□	□	□
⑭	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい知識に基づき作業安全に努める		□	□

注1 申請時は該当する全ての項目の「します」の□にチェックし、報告時(活動期間の最終年度)は実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「しました」の□にチェックしてください。

注2 記載内容に該当しない場合は「(該当しない □)」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

※1 多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第6の2の(1)のウのd及び第4の1の(3)の活動をい

※2 便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。

「環境負荷低減の取組への支援」は、みどり加算(通称)のことで、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と組み合わせて行う長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等の取組のことです。

「特定事業実施者」は、令和6年度に環境保全型農業直接支払を実施していた農業者団体等のことです。

チェックシート 実施手順

	活動組織等	市町村（多面担当）	国（環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）担当）
R7年度	① 次ページからの「チェックシートの判断基準等」を基に、組織で1枚の「チェックシート」の「申請時」欄にチェックを入れる。 ② 総会等において本解説書及び「チェックシート」を構成員に周知し、「チェックシート」のチェック箇所について合意形成を図る。 ③ 「チェックシート」を市町村に提出する。 （R7年度が事業計画の初年度の場合） 事業計画書の認定申請と一緒に提出 （R7年度が事業計画の2年目以降の場合） 「チェックシート」のみを提出 ④ 「チェックシート」の取組を実施する。	⇒必要な箇所にチェックされていることを確認する。	
R8年度～活動期間終了前年度	① 「チェックシート」の取組を実施する。 ※「チェックシート」に変更が生じた場合、変更内容について合意形成を図った上で、変更した「チェックシート」を市町村に提出（変更の届出）する。	○毎年度の実施状況の確認等の際、チェックシートが実施されていることを簡易な聞き取り等で確認する。 ⇒必要な箇所にチェックされていることを確認する。	
活動期間終了年度	① 「チェックシート」の取組を実施する。 ② 次ページからの「チェックシートの判断基準等」を基に、「チェックシート」の「報告時」欄にチェックを入れる。 ③ 「チェックシートの判断基準等」と「チェックシート」を実施状況報告書等とともに総会資料に含めて、「チェックシート」のチェック箇所について合意形成を図る。 ④ 「チェックシート」を実施状況報告書とともに市町村に提出する。	⇒必要な箇所にチェックされていることを確認する。（不備があった場合は、その内容を確認の上、必要に応じて国の環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）担当に報告する。）	⇒市町村の報告を受け、改善指導を実施。
活動期間終了翌年度	（該当する場合）抽出検査を受検する。		抽出検査を実施。

チェックシートの判断基準等（１）

- ・多面的機能支払交付金の活動の実施に当たり、該当する各項目に取り組んでください。
- ・＜判断基準となる取組内容＞を一つ以上実施してください。

チェックシートの項目	＜判断基準となる取組内容＞	対象の活動組織等
（１）適切な施肥 取組のポイント👉 栄養分の流出や温室効果ガスの排出の削減、施肥のコスト削減にもつながります。		
☐ ①肥料の適正な保管	✓ 肥料を直射日光や雨の当たらない場所に保管する。 ✓ 保管場所を定期的に清掃する。 ✓ 肥料の土壌（地下水）や河川への浸透・流出を防ぐため、肥料を土の上などに直置きしない。 ✓ 肥料袋に破損がないか確認する。	みどり加算（※）の取組を実施する活動組織等
☐ ②肥料の使用状況等の記録・保存に努める	✓ 肥料の使用状況等を記録し、保存する。 ✓ 記録の担当者・責任者を決める。 ✓ （「努める」の場合）活動組織等の役員及びみどり加算実施者の間で、肥料の使用状況等について口頭等により共有する。 【肥料の使用状況等の記録項目（例）】 ① 施肥した場所（ほ場名等） ② 施肥日 ③ 肥料等の名称 ④ 施肥量 ⑤ 施肥方法（散布機械の特定を含む） ⑥ 作業者名 その他、農業に含まれない葉面散布剤、堆肥、土壌改良材、微生物資材等農産物の生育に係る資材の記録についても、適宜記録。	
（２）適正な除草や害虫駆除等 取組のポイント👉 防除の必要性や方法をよく考え、農薬を使用する場合は、ラベルの表示に従って正しく使いましょう。		
☐ ③農薬の適正な使用・保管	✓ ラベルに記載されている適用作物、使用方法、使用上の注意事項等を確認する。 ✓ ラベル表示に基づき、安全に作業を行うための服装（防除衣）や保護具を着用する。 ✓ 器具内部に農薬が残らないよう防除器具を十分に洗浄する。 ✓ 鍵のかかる保管庫に農薬を保管する等、適切に管理を行う。	多面的機能支払交付金の活動で農薬を使用した除草や害虫駆除等を実施する活動組織等
☐ ④農薬の使用状況等の記録・保存	✓ 農薬の使用状況を記録し、保存する。 ✓ 記録の担当者・責任者を決める。 【農薬の使用状況の記録項目】 ① 使用日 ② 使用場所 ③ 使用した農産物 ④ 使用した農薬の種類または名称 ⑤ 単位面積当たりの使用量または希釈倍数 その他、散布機等の防除機械・器具の特定を含む使用方法、作業者名についても、適宜記録。 ※「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第5号）等より	又は みどり加算（※）の取組を実施する活動組織等

（※）みどり加算…加算措置「環境負荷低減の取組への支援」（化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と組み合わせる行う長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等）

チェックシートの判断基準等（２）

チェックシートの項目	＜判断基準となる取組内容＞	対象の活動組織等
（３）エネルギーの節減 取組のポイント 🏠 温室効果ガスの排出を削減するとともに、エネルギーコストの低減につながります。		
☐ ⑤ 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	✓ 作業機械等で使用している燃料（電力を含む）の使用状況について記録し、保存する。 ✓ （「努める」の場合）活動組織等（役員間でも可）において作業機械等で使用している燃料の使用状況について口頭等により共有する。 【対象の作業機械等】 草刈り機、チェーンソー、ポンプ等の財産管理台帳に掲載している作業機械	作業機械等を所有する活動組織等 ※個人が所有する機械を持ち寄って活動を行う場合や、リースの機械は対象外とします。
☐ ⑥ 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	✓ アイドリングストップ等省エネを意識して作業機械等を使用するよう活動組織等の構成員に周知する。 ✓ 燃料効率を維持するため、作業機械等を定期的にメンテナンスする。 ✓ （「努める」の場合）活動組織等（役員間でも可）において作業機械等のメンテナンスの方針について話し合う。	
（４）悪臭及び害虫の発生防止 取組のポイント 🏠 臭いや害虫の発生源を適切に管理することで、周辺住民や農業者等への影響を防ぎ、良好な関係構築につながります。		
☐ ⑦ 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	✓ 除草や泥上げ等を行う際、悪臭・害虫の発生防止・低減に向け、以下※のとおり実施する。 【草刈り】 ・水路に草が落ちる場合、フォーク等を水路に刺し、下流に流れないようにして取り除く。 ・刈草は集積場所を決めて置いたり、敷きワラや堆肥にする等適正に処理する。 ・刈草をその場に存置する場合は、刈草が水田や水路に落ちないように配慮するとともに、農作業や通行の障害とならないようにする。 ・ごみ等がある場合は、各自治体の取り決めに従って処分する。 【泥上げ】 ・泥上げした土砂は、水路の補修や畦畔の嵩上げに利用するか、農業生産に支障を与えないことに加え、地域住民の迷惑にならないように、適切に処理する。 ・住宅地周辺では、風塵発生の原因となるので、そのまま放置せず、あらかじめ決めた集積場所に集積する等、適切に処理する。 ・ごみ等がある場合は、各自治体のルールに従って処分する。 ※農林水産省多面的機能支払ウェブサイトに掲載の「活動の解説」 https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.htmlより抜粋。	全ての活動組織、広域活動組織 ※（資源向上支払（共同）、（長寿命化）のみの交付を受けている組織についても、農地維持支払と同等の活動を実施している必要があるため、該当します。 ※みどり加算の取組のみを実施する一定の要件を満たす農業者団体等は対象外とします。

チェックシートの判断基準等（３）

チェックシートの項目	＜判断基準となる取組内容＞	対象の活動組織等
（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 取組のポイント 📌 廃プラスチック等の廃棄物の発生抑制、再生利用により、温室効果ガスの排出の削減につながります。		
☐ ⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	✓ 発生した廃棄物は、各自治体のルール（使用済みプラスチック類のリサイクル率を高めるための分類と異物除去、ダンボール等古紙の再生利用、金属廃棄物の回収業の利用等を含む）に従って処分する。	全ての活動組織等
（６）生物多様性への悪影響の防止 取組のポイント 📌 どのような方法が良いか等を検討することが、農地及び周辺環境の生物への悪影響の防止につながります。		
☐ ⑨ 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	✓ 発生予察情報の活用や農地や農地周辺の病害虫・雑草の発生状況の観察等により、防除の要否及びタイミングを判断する。	多面的機能支払交付金の活動で農薬を使用した除草、害虫駆除を実施する活動組織等
☐ ⑩ 生態系に配慮した事業実施に努める	✓ 除草や泥上げ、植栽、対象の工事等を行う際、用排水路等が生物や植物の生息・生育環境として重要な役割を担っていることを踏まえ、例えば以下※などの配慮に努める。 【生態系への配慮】 ・泥上げた土砂の中にドジョウ等の生物がいる場合は水路に戻す。 ・泥上げた土砂の中等に外来種がいた場合は駆除に努める。 【駆除の対象種】 ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）に基づく特定外来生物（同法に基づき、保管、運搬等が禁止されていることに注意する。） ・「生態系被害防止外来種リスト」（環境省、農林水産省公表）掲載種 等 ・植栽する場合、その品種は、地域の生態系との調和に配慮し、生態系保全の観点から、植栽に適当な在来種がある場合には、優先的に使用することを検討する。 ・以下の対象の工事実施前には、生物多様性配慮の必要性について話し合い（総会で話し合う、役員間で話し合って構成員に周知する等）を実施し、状況に応じて土地改良区、市町村等に相談する。 【対象の工事】 ・素掘り水路からコンクリート水路への更新 ・希少種が生息する地域と隣接する施設の更新 等 ※農林水産省多面的機能支払ウェブサイトに掲載の「活動の解説」 https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html より抜粋等。	生態系への影響が想定される工事、活動を実施する活動組織等

チェックシートの判断基準等（４）

チェックシートの項目	＜判断基準となる取組内容＞	対象の活動組織等
（７）環境関係法令の遵守等 取組のポイント 👉 「みどりの食料システム戦略」に基づく「みどりチェック」の取組や、共同活動に関連のある環境関連法令を確認しましょう。 👉 作業手順や危険箇所の確認を心がけることで、より安全な作業環境の確保につながります。		
☐ ⑪「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	✓ 本解説書（該当：４～７ページ、１２ページ）を用い、年度初めに、「みどりの食料システム戦略」に基づく「みどりチェック」及びチェックシートの判断基準となる取組内容を確認し、活動の実施に当たり、該当する項目を実施する。	全ての活動組織等
☐ ⑫関係法令の遵守	✓ 本解説書（該当：１３、１４ページ）を用い、年度初めに、多面的機能支払交付金の活動に関連する環境関係法令を総会等（びう等の周知を含む）で確認し、活動の実施に当たり、法令を遵守する。	全ての活動組織等
☐ ⑬作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める	✓ 作業機械の日常点検・定期点検、整備を実施する。 ✓ （「努める」の場合）活動組織等（役員間でも可）において点検・整備の方針について話合う。 ✓ 機械の清掃や作業を行わない場合には動力を切る等、農業機械の適切な管理に努める。	作業機械等を所有する活動組織等 ※個人が所有する機械を持ち寄って活動を行う場合や、リースの機械は対象外とします。
☐ ⑭正しい知識に基づく作業安全に努める	✓ 「多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり」※を用い、事前に安全確認を行うとともに、安全に配慮して活動を実施する。 ✓ 万が一、事故が発生した場合は、被災者及び他の活動参加者の安全を確保し、必要に応じて医療機関を受診等するとともに、速やかに市町村に報告する。 ※農林水産省多面的機能支払ウェブサイトに掲載の「共同活動の安全のしおり」 (https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html)	全ての活動組織等

チェックシート実施手順（例）（１）

本ページ以降は、参考として、環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートの実施手順（例）等を示したものです。実施時は、各活動組織等内で話し合って進めてください。

I 役員間でチェックシートの内容を確認しましょう。

- 多面的機能支払交付金の5年間の活動計画に照らし、本解説書2ページの「チェックシート」のうち、該当する項目は「申請時（します）」欄を、該当しない項目は「該当しない」に✓チェックを入れます。

保存に努める			
削除等 更った除草や害虫駆除等を 交付を受ける場合	該当しない □	申請時 (します) ✓	報告時 (しました) □
り支援 ※の交付を受ける	✓	□	□
・保存			



II 役員間で実施方針を検討しましょう。

- 「I」で「申請時（します）」欄にチェックを入れた項目のそれぞれについて、どのようなことに取り組めそうか、具体的な実施方針を話し合います。
- 「チェックシート」の内容は、多面的機能支払交付金の活動を行う際に、意識して取り組むことで、新たな環境への負荷が生じないようにするものです。継続性を考慮し、過度な負担とならないように留意します。

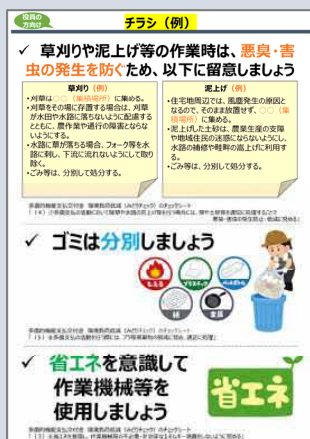
◆ 加算措置「環境負荷低減の取組への支援」（みどり加算）に係る項目

（チェックシート①、②、③、④）について

- みどり加算の取組を実施する者に「チェックシート」及び本解説書4ページの判断基準の内容を周知し、実施方針を聞き取ります。
- 毎年度、実施者への聞き取り等によって実施状況を把握します。

◆ 活動参加者に周知する項目（チェックシート⑥、⑦、⑧、⑪、⑫、⑭）について

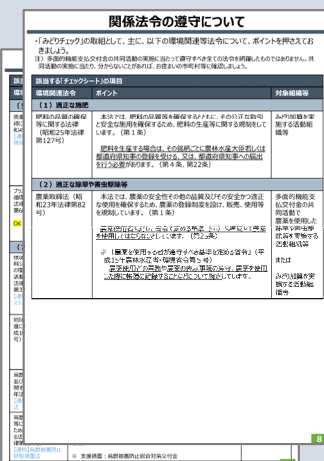
- 以下の資料等を参考に、総会、活動のお知らせ、活動実施前等の機会に、活動参加者に周知します。



チェックシート
⑥、⑦、⑧関係



チェックシート⑪関係



チェックシート⑫関係



チェックシート⑭関係

◆ その他の項目（チェックシート③、④（みどり加算以外）、⑤、⑥、⑨、⑩、⑬、⑭）について

- 役員間で実施方針を検討します。

（※）みどり加算…加算措置「環境負荷低減の取組への支援」（化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と組み合わせる長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等）

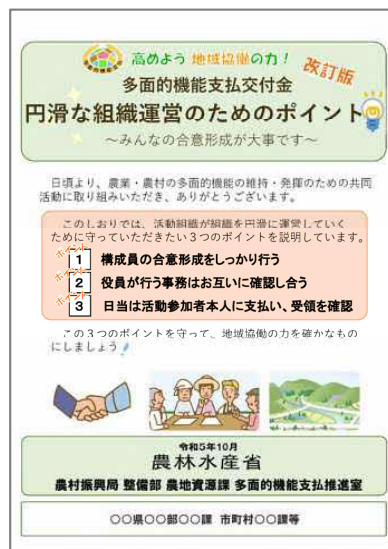
チェックシート実施手順（例）（2）

Ⅲ 検討した実施方針をチェックシートとともに構成員に周知しましょう。

- ・ 総会等において、本解説書、「チェックシート」、「Ⅱ」で検討した実施方針を構成員に周知し、「チェックシート」のチェック箇所について合意形成を図ります。

合意形成のポイント

「円滑な組織運営のためのポイント」（右（表紙））を参考に、合意形成を行きましょう。



Ⅳ チェックシートを市町村に提出しましょう。

Ⅴ チェックシートの内容を意識しつつ、多面的機能支払交付金の活動を実施しましょう。

- ・ 「Ⅲ」で合意が図られた実施方針に即し、活動期間 5 年間を通して、毎年度実施します。
- ・ 活動期間終了後の抽出検査対象となった場合、具体的な取組内容の説明を求められます。その際、取組内容に関する実施状況写真等の証拠書類は求められませんが、口頭で活動期間中の取組内容を説明する必要がありますので、スムーズに説明できるよう、活動記録にメモする等備忘録を残しておくといでしょう。
- ・ 市町村による毎年度の多面的機能支払交付金の実施状況の確認の際に、「チェックシート」の実施状況についても簡易な聞き取り等による確認があるため、実施方針や実施状況を簡単に説明します。（市町村による確認は、実施の有無を口頭で確認する程度を想定しています。）

5 年間の活動期間終了後

Ⅵ 活動終了年度にチェックシートを市町村に提出しましょう。

- ・ 「チェックシート」の「報告時（しました）」欄に✓チェックを入れます。基本的に、各項目について、具体的にどのようなことに取り組んだのかを説明できれば✓チェックを入れられるものと考えてください。
- ・ 多面的機能支払交付金の実施状況報告書等とともに総会資料に含めて、「チェックシート」のチェック箇所について合意形成を図った上で、「チェックシート」を実施状況報告書とともに市町村に提出します。

・ 保存に努める			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			
・ 保存			

該当する場合

（該当する場合）抽出検査を受検しましょう。

- ・ 検査対象となった場合、国の環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）担当部局による抽出検査を受検します。
- ・ 抽出検査は、「チェックシート」の報告内容について、具体的な取組内容を聞き取る等により実施される予定です。（詳細は令和 7 年度中に調整されます。）
- ・ 取組内容に応じ、肥料、農薬、電気・燃料の使用記録等を付けている場合は閲覧を求められる場合がありますが、これ以外の取組内容に関する実施状況写真等の証拠書類は求められません。
- ・ 受験の際は、活動期間中の取組内容をスムーズに説明できるように準備しておきましょう。

チラシ（例）

✓ 草刈りや泥上げ等の作業時は、**悪臭・害虫の発生を防ぐ**ため、以下に留意しましょう

草刈り（例）

- 刈草は〇〇（集積場所）に集める。
- 刈草をその場に存置する場合は、刈草が水田や水路に落ちないように配慮するとともに、農作業や通行の障害とならないようにする。
- 水路に草が落ちる場合、フォーク等を水路に刺し、下流に流れないようにして取り除く。
- ごみ等は、分別して処分する。

泥上げ（例）

- 住宅地周辺では、風塵発生の原因となるので、そのまま放置せず、〇〇（集積場所）に集める。
- 泥上げした土砂は、農業生産の支障や地域住民の迷惑にならないようにし、水路の補修や畦畔の嵩上げに利用する。
- ごみ等は、分別して処分する。

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシート

「（４）⑦除草や水路の泥上げ等を行う場合には、草や土砂等を適切に処理することで

悪臭・害虫の発生防止・低減に努める」

✓ ゴミは**分別**しましょう



多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシート

「（５）⑧プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理」

✓ **省エネ**を意識して 作業機械等を 使用しましょう



多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシート

「（３）⑥省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める」

肥料、農薬の使用状況等の記録（例）

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシート
「（１）②肥料の使用状況等の記録・保存に努める」、「（２）④農薬の使用状況等の記録・保存」

◆みどり加算（※）実施者

生産記録（右（参考様式））等を記録
（化学肥料及び化学合成農薬以外の肥料及び
農薬については別途記録等）

◆多面的機能支払交付金の活動で農薬を使用した 除草や害虫駆除等を実施する活動組織等

使用日、使用場所、農薬の種類又は名称、
単位面積当たりの使用量又は希釈倍率等を記録
（下（参考例））

農薬使用状況記録（例）

使用日	使用場所	農薬名	農薬使用量 (kg、ℓ)	希釈倍率	備考 (作業者名等)

(参考様式) 生産記録

●対象活動：長期中干し

組織名	環境改善農組合		
氏 名	農林太郎		
ほ場名	実施面積 (a) ※	作物名 (5割低減)	備考
100-1	100a	水稲	

(注1) 2人以上の農家は、別形式で、任意に利用しても可。
(注2) 実施時期が複数ある場合は、「実施時期 (開始日)」及び「実施時期 (終了日)」のいずれも記載。
※実施原理は法第40条第4項のイに準じること。

(注1)記入欄が足りない場合は、別様式で追加記入すること。
(注2)実施時期が複数ある場合は、「実施時期(開始日)」及び「実施時期(終了日)」いずれも記載すること。
※実施面積は法面や畦畔を除いた値とする

1. 対象活動

実施時期	溝切り実施日	溝切り本数(本/10a)	備考
令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	2	

(注1) 中干しは生育中期に14日以上実施すること。
(注2) 溝切りは10aあたり1本以上実施すること。
(留意事項) 地域の生管団に対して、地域内に江の設置や中干しを実施しない水田の確保など、生産高保全対策を検討すること。

2. 使用肥料(5割低減の取組)

資材等の名称	化学肥料 窒素成分 の割合(%)	使用量 (kg/10a)	【5割低減】 化学肥料 窒素成分 (kgN/10a)	【慣行レベル】 化学肥料 窒素成分 (kgN/10a)	使用時期	備考
〇〇500(基肥)	15	20	3		令和〇年〇月〇日	
合計			3	8		

(注1) 化学肥料のほかに、有機質肥料、微生物肥料、固形有機質肥料などの化学肥料と同等の化学肥料と同等の窒素成分を含む肥料を使用する場合は全て記載すること。
(注2) 減量、行を追加して記入すること。

3. 使用農薬(5割低減の取組)

農薬名 (商品名、剤型)	用途	【5割低減】 削減対象農薬 成分回数	【慣行レベル】 削減対象農薬 成分回数	使用時期	備考
〇〇粒剤	殺菌剤	1		令和〇年〇月〇日	
〇〇粒剤	殺虫殺菌剤	3		令和〇年〇月〇日	
〇〇粒剤	殺菌剤	1		令和〇年〇月〇日	
〇〇フロアブル	植物成長調整剤	1		令和〇年〇月〇日	
〇〇乳剤	除草剤	2		令和〇年〇月〇日	
〇〇顆粒水和剤	殺虫剤	—		令和〇年〇月〇日	日本農林規格(JAS)適合
〇〇フロアブル	その他	1		令和〇年〇月〇日	
合計			18		

(注1) 削減対象の日本農林規格で定められた農薬を記載し、使用した農薬は全て記入すること。
(注2) 減量、行を追加して記入すること。

4. 保管書類

口税地産産を写真で行う場合

口がある項目については、該当する項目の口を■又は×を記入すること。

(※) みどり加算…加算措置「環境負荷低減の取組への支援」（化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として
5割以上低減する取組と組み合わせて行う長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等）

作業機械等の燃料の使用状況等の記録（例）

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシート
「（３）⑤作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める」

作業機械等の稼働時間の記録

- ・活動記録（様式第1-6号）の備考欄
に作業機械の使用台数を記入
- ・作業日誌やノート等に作業機械の稼働
時間をメモ 等

(様式第1-6号)
【活動組織から市町村に提出するもの】

年度 多面的機能支払交付金 活動記録

組織名: 農林水産省様式

※「稼働時間」には休憩時間を含めず、稼働時間を記入してください。

※「活動記録台帳」欄には、実施要領第1-2の図が定める活動記録台帳の番号及び活動第1の(1)に基づき都道府県が定める要領第1の(1)において定められた活動記録台帳の番号を記入します。その他、要領第1の(2)の図、活動第2の(1)の図、活動第3の(1)の図、活動第4の(1)の図、活動第5の(1)の図、活動第6の(1)の図、活動第7の(1)の図、活動第8の(1)の図、活動第9の(1)の図、活動第10の(1)の図、活動第11の(1)の図、活動第12の(1)の図、活動第13の(1)の図、活動第14の(1)の図、活動第15の(1)の図、活動第16の(1)の図、活動第17の(1)の図、活動第18の(1)の図、活動第19の(1)の図、活動第20の(1)の図、活動第21の(1)の図、活動第22の(1)の図、活動第23の(1)の図、活動第24の(1)の図、活動第25の(1)の図、活動第26の(1)の図、活動第27の(1)の図、活動第28の(1)の図、活動第29の(1)の図、活動第30の(1)の図、活動第31の(1)の図、活動第32の(1)の図、活動第33の(1)の図、活動第34の(1)の図、活動第35の(1)の図、活動第36の(1)の図、活動第37の(1)の図、活動第38の(1)の図、活動第39の(1)の図、活動第40の(1)の図、活動第41の(1)の図、活動第42の(1)の図、活動第43の(1)の図、活動第44の(1)の図、活動第45の(1)の図、活動第46の(1)の図、活動第47の(1)の図、活動第48の(1)の図、活動第49の(1)の図、活動第50の(1)の図、活動第51の(1)の図、活動第52の(1)の図、活動第53の(1)の図、活動第54の(1)の図、活動第55の(1)の図、活動第56の(1)の図、活動第57の(1)の図、活動第58の(1)の図、活動第59の(1)の図、活動第60の(1)の図、活動第61の(1)の図、活動第62の(1)の図、活動第63の(1)の図、活動第64の(1)の図、活動第65の(1)の図、活動第66の(1)の図、活動第67の(1)の図、活動第68の(1)の図、活動第69の(1)の図、活動第70の(1)の図、活動第71の(1)の図、活動第72の(1)の図、活動第73の(1)の図、活動第74の(1)の図、活動第75の(1)の図、活動第76の(1)の図、活動第77の(1)の図、活動第78の(1)の図、活動第79の(1)の図、活動第80の(1)の図、活動第81の(1)の図、活動第82の(1)の図、活動第83の(1)の図、活動第84の(1)の図、活動第85の(1)の図、活動第86の(1)の図、活動第87の(1)の図、活動第88の(1)の図、活動第89の(1)の図、活動第90の(1)の図、活動第91の(1)の図、活動第92の(1)の図、活動第93の(1)の図、活動第94の(1)の図、活動第95の(1)の図、活動第96の(1)の図、活動第97の(1)の図、活動第98の(1)の図、活動第99の(1)の図、活動第100の(1)の図、活動第101の(1)の図、活動第102の(1)の図、活動第103の(1)の図、活動第104の(1)の図、活動第105の(1)の図、活動第106の(1)の図、活動第107の(1)の図、活動第108の(1)の図、活動第109の(1)の図、活動第110の(1)の図、活動第111の(1)の図、活動第112の(1)の図、活動第113の(1)の図、活動第114の(1)の図、活動第115の(1)の図、活動第116の(1)の図、活動第117の(1)の図、活動第118の(1)の図、活動第119の(1)の図、活動第120の(1)の図、活動第121の(1)の図、活動第122の(1)の図、活動第123の(1)の図、活動第124の(1)の図、活動第125の(1)の図、活動第126の(1)の図、活動第127の(1)の図、活動第128の(1)の図、活動第129の(1)の図、活動第130の(1)の図、活動第131の(1)の図、活動第132の(1)の図、活動第133の(1)の図、活動第134の(1)の図、活動第135の(1)の図、活動第136の(1)の図、活動第137の(1)の図、活動第138の(1)の図、活動第139の(1)の図、活動第140の(1)の図、活動第141の(1)の図、活動第142の(1)の図、活動第143の(1)の図、活動第144の(1)の図、活動第145の(1)の図、活動第146の(1)の図、活動第147の(1)の図、活動第148の(1)の図、活動第149の(1)の図、活動第150の(1)の図、活動第151の(1)の図、活動第152の(1)の図、活動第153の(1)の図、活動第154の(1)の図、活動第155の(1)の図、活動第156の(1)の図、活動第157の(1)の図、活動第158の(1)の図、活動第159の(1)の図、活動第160の(1)の図、活動第161の(1)の図、活動第162の(1)の図、活動第163の(1)の図、活動第164の(1)の図、活動第165の(1)の図、活動第166の(1)の図、活動第167の(1)の図、活動第168の(1)の図、活動第169の(1)の図、活動第170の(1)の図、活動第171の(1)の図、活動第172の(1)の図、活動第173の(1)の図、活動第174の(1)の図、活動第175の(1)の図、活動第176の(1)の図、活動第177の(1)の図、活動第178の(1)の図、活動第179の(1)の図、活動第180の(1)の図、活動第181の(1)の図、活動第182の(1)の図、活動第183の(1)の図、活動第184の(1)の図、活動第185の(1)の図、活動第186の(1)の図、活動第187の(1)の図、活動第188の(1)の図、活動第189の(1)の図、活動第190の(1)の図、活動第191の(1)の図、活動第192の(1)の図、活動第193の(1)の図、活動第194の(1)の図、活動第195の(1)の図、活動第196の(1)の図、活動第197の(1)の図、活動第198の(1)の図、活動第199の(1)の図、活動第200の(1)の図、活動第201の(1)の図、活動第202の(1)の図、活動第203の(1)の図、活動第204の(1)の図、活動第205の(1)の図、活動第206の(1)の図、活動第207の(1)の図、活動第208の(1)の図、活動第209の(1)の図、活動第210の(1)の図、活動第211の(1)の図、活動第212の(1)の図、活動第213の(1)の図、活動第214の(1)の図、活動第215の(1)の図、活動第216の(1)の図、活動第217の(1)の図、活動第218の(1)の図、活動第219の(1)の図、活動第220の(1)の図、活動第221の(1)の図、活動第222の(1)の図、活動第223の(1)の図、活動第224の(1)の図、活動第225の(1)の図、活動第226の(1)の図、活動第227の(1)の図、活動第228の(1)の図、活動第229の(1)の図、活動第230の(1)の図、活動第231の(1)の図、活動第232の(1)の図、活動第233の(1)の図、活動第234の(1)の図、活動第235の(1)の図、活動第236の(1)の図、活動第237の(1)の図、活動第238の(1)の図、活動第239の(1)の図、活動第240の(1)の図、活動第241の(1)の図、活動第242の(1)の図、活動第243の(1)の図、活動第244の(1)の図、活動第245の(1)の図、活動第246の(1)の図、活動第247の(1)の図、活動第248の(1)の図、活動第249の(1)の図、活動第250の(1)の図、活動第251の(1)の図、活動第252の(1)の図、活動第253の(1)の図、活動第254の(1)の図、活動第255の(1)の図、活動第256の(1)の図、活動第257の(1)の図、活動第258の(1)の図、活動第259の(1)の図、活動第260の(1)の図、活動第261の(1)の図、活動第262の(1)の図、活動第263の(1)の図、活動第264の(1)の図、活動第265の(1)の図、活動第266の(1)の図、活動第267の(1)の図、活動第268の(1)の図、活動第269の(1)の図、活動第270の(1)の図、活動第271の(1)の図、活動第272の(1)の図、活動第273の(1)の図、活動第274の(1)の図、活動第275の(1)の図、活動第276の(1)の図、活動第277の(1)の図、活動第278の(1)の図、活動第279の(1)の図、活動第280の(1)の図、活動第281の(1)の図、活動第282の(1)の図、活動第283の(1)の図、活動第284の(1)の図、活動第285の(1)の図、活動第286の(1)の図、活動第287の(1)の図、活動第288の(1)の図、活動第289の(1)の図、活動第290の(1)の図、活動第291の(1)の図、活動第292の(1)の図、活動第293の(1)の図、活動第294の(1)の図、活動第295の(1)の図、活動第296の(1)の図、活動第297の(1)の図、活動第298の(1)の図、活動第299の(1)の図、活動第300の(1)の図、活動第301の(1)の図、活動第302の(1)の図、活動第303の(1)の図、活動第304の(1)の図、活動第305の(1)の図、活動第306の(1)の図、活動第307の(1)の図、活動第308の(1)の図、活動第309の(1)の図、活動第310の(1)の図、活動第311の(1)の図、活動第312の(1)の図、活動第313の(1)の図、活動第314の(1)の図、活動第315の(1)の図、活動第316の(1)の図、活動第317の(1)の図、活動第318の(1)の図、活動第319の(1)の図、活動第320の(1)の図、活動第321の(1)の図、活動第322の(1)の図、活動第323の(1)の図、活動第324の(1)の図、活動第325の(1)の図、活動第326の(1)の図、活動第327の(1)の図、活動第328の(1)の図、活動第329の(1)の図、活動第330の(1)の図、活動第331の(1)の図、活動第332の(1)の図、活動第333の(1)の図、活動第334の(1)の図、活動第335の(1)の図、活動第336の(1)の図、活動第337の(1)の図、活動第338の(1)の図、活動第339の(1)の図、活動第340の(1)の図、活動第341の(1)の図、活動第342の(1)の図、活動第343の(1)の図、活動第344の(1)の図、活動第345の(1)の図、活動第346の(1)の図、活動第347の(1)の図、活動第348の(1)の図、活動第349の(1)の図、活動第350の(1)の図、活動第351の(1)の図、活動第352の(1)の図、活動第353の(1)の図、活動第354の(1)の図、活動第355の(1)の図、活動第356の(1)の図、活動第357の(1)の図、活動第358の(1)の図、活動第359の(1)の図、活動第360の(1)の図、活動第361の(1)の図、活動第362の(1)の図、活動第363の(1)の図、活動第364の(1)の図、活動第365の(1)の図、活動第366の(1)の図、活動第367の(1)の図、活動第368の(1)の図、活動第369の(1)の図、活動第370の(1)の図、活動第371の(1)の図、活動第372の(1)の図、活動第373の(1)の図、活動第374の(1)の図、活動第375の(1)の図、活動第376の(1)の図、活動第377の(1)の図、活動第378の(1)の図、活動第379の(1)の図、活動第380の(1)の図、活動第381の(1)の図、活動第382の(1)の図、活動第383の(1)の図、活動第384の(1)の図、活動第385の(1)の図、活動第386の(1)の図、活動第387の(1)の図、活動第388の(1)の図、活動第389の(1)の図、活動第390の(1)の図、活動第391の(1)の図、活動第392の(1)の図、活動第393の(1)の図、活動第394の(1)の図、活動第395の(1)の図、活動第396の(1)の図、活動第397の(1)の図、活動第398の(1)の図、活動第399の(1)の図、活動第400の(1)の図、活動第401の(1)の図、活動第402の(1)の図、活動第403の(1)の図、活動第404の(1)の図、活動第405の(1)の図、活動第406の(1)の図、活動第407の(1)の図、活動第408の(1)の図、活動第409の(1)の図、活動第410の(1)の図、活動第411の(1)の図、活動第412の(1)の図、活動第413の(1)の図、活動第414の(1)の図、活動第415の(1)の図、活動第416の(1)の図、活動第417の(1)の図、活動第418の(1)の図、活動第419の(1)の図、活動第420の(1)の図、活動第421の(1)の図、活動第422の(1)の図、活動第423の(1)の図、活動第424の(1)の図、活動第425の(1)の図、活動第426の(1)の図、活動第427の(1)の図、活動第428の(1)の図、活動第429の(1)の図、活動第430の(1)の図、活動第431の(1)の図、活動第432の(1)の図、活動第433の(1)の図、活動第434の(1)の図、活動第435の(1)の図、活動第436の(1)の図、活動第437の(1)の図、活動第438の(1)の図、活動第439の(1)の図、活動第440の(1)の図、活動第441の(1)の図、活動第442の(1)の図、活動第443の(1)の図、活動第444の(1)の図、活動第445の(1)の図、活動第446の(1)の図、活動第447の(1)の図、活動第448の(1)の図、活動第449の(1)の図、活動第450の(1)の図、活動第451の(1)の図、活動第452の(1)の図、活動第453の(1)の図、活動第454の(1)の図、活動第455の(1)の図、活動第456の(1)の図、活動第457の(1)の図、活動第458の(1)の図、活動第459の(1)の図、活動第460の(1)の図、活動第461の(1)の図、活動第462の(1)の図、活動第463の(1)の図、活動第464の(1)の図、活動第465の(1)の図、活動第466の(1)の図、活動第467の(1)の図、活動第468の(1)の図、活動第469の(1)の図、活動第470の(1)の図、活動第471の(1)の図、活動第472の(1)の図、活動第473の(1)の図、活動第474の(1)の図、活動第475の(1)の図、活動第476の(1)の図、活動第477の(1)の図、活動第478の(1)の図、活動第479の(1)の図、活動第480の(1)の図、活動第481の(1)の図、活動第482の(1)の図、活動第483の(1)の図、活動第484の(1)の図、活動第485の(1)の図、活動第486の(1)の図、活動第487の(1)の図、活動第488の(1)の図、活動第489の(1)の図、活動第490の(1)の図、活動第491の(1)の図、活動第492の(1)の図、活動第493の(1)の図、活動第494の(1)の図、活動第495の(1)の図、活動第496の(1)の図、活動第497の(1)の図、活動第498の(1)の図、活動第499の(1)の図、活動第500の(1)の図、活動第501の(1)の図、活動第502の(1)の図、活動第503の(1)の図、活動第504の(1)の図、活動第505の(1)の図、活動第506の(1)の図、活動第507の(1)の図、活動第508の(1)の図、活動第509の(1)の図、活動第510の(1)の図、活動第511の(1)の図、活動第512の(1)の図、活動第513の(1)の図、活動第514の(1)の図、活動第515の(1)の図、活動第516の(1)の図、活動第517の(1)の図、活動第518の(1)の図、活動第519の(1)の図、活動第520の(1)の図、活動第521の(1)の図、活動第522の(1)の図、活動第523の(1)の図、活動第524の(1)の図、活動第525の(1)の図、活動第526の(1)の図、活動第527の(1)の図、活動第528の(1)の図、活動第529の(1)の図、活動第530の(1)の図、活動第531の(1)の図、活動第532の(1)の図、活動第533の(1)の図、活動第534の(1)の図、活動第535の(1)の図、活動第536の(1)の図、活動第537の(1)の図、活動第538の(1)の図、活動第539の(1)の図、活動第540の(1)の図、活動第541の(1)の図、活動第542の(1)の図、活動第543の(1)の図、活動第544の(1)の図、活動第545の(1)の図、活動第546の(1)の図、活動第547の(1)の図、活動第548の(1)の図、活動第549の(1)の図、活動第550の(1)の図、活動第551の(1)の図、活動第552の(1)の図、活動第553の(1)の図、活動第554の(1)の図、活動第555の(1)の図、活動第556の(1)の図、活動第557の(1)の図、活動第558の(1)の図、活動第559の(1)の図、活動第560の(1)の図、活動第561の(1)の図、活動第562の(1)の図、活動第563の(1)の図、活動第564の(1)の図、活動第565の(1)の図、活動第566の(1)の図、活動第567の(1)の図、活動第568の(1)の図、活動第569の(1)の図、活動第570の(1)の図、活動第571の(1)の図、活動第572の(1)の図、活動第573の(1)の図、活動第574の(1)の図、活動第575の(1)の図、活動第576の(1)の図、活動第577の(1)の図、活動第578の(1)の図、活動第579の(1)の図、活動第580の(1)の図、活動第581の(1)の図、活動第582の(1)の図、活動第583の(1)の図、活動第584の(1)の図、活動第585の(1)の図、活動第586の(1)の図、活動第587の(1)の図、活動第588の(1)の図、活動第589の(1)の図、活動第590の(1)の図、活動第591の(1)の図、活動第592の(1)の図、活動第593の(1)の図、活動第594の(1)の図、活動第595の(1)の図、活動第596の(1)の図、活動第597の(1)の図、活動第598の(1)の図、活動第599の(1)の図、活動第600の(1)の図、活動第601の(1)の図、活動第602の(1)の図、活動第603の(1)の図、活動第604の(1)の図、活動第605の(1)の図、活動第606の(1)の図、活動第607の(1)の図、活動第608の(1)の図、活動第609の(1)の図、活動第610の(1)の図、活動第611の(1)の図、活動第612の(1)の図、活動第613の(1)の図、活動第614の(1)の図、活動第615の(1)の図、活動第616の(1)の図、活動第617の(1)の図、活動第618の(1)の図、活動第619の(1)の図、活動第620の(1)の図、活動第621の(1)の図、活動第622の(1)の図、活動第623の(1)の図、活動第624の(1)の図、活動第625の(1)の図、活動第626の(1)の図、活動第627の(1)の図、活動第628の(1)の図、活動第629の(1)の図、活動第630の(1)の図、活動第631の(1)の図、活動第632の(1)の図、活動第633の(1)の図、活動第634の(1)の図、活動第635の(1)の図、活動第636の(1)の図、活動第637の(1)の図、活動第638の(1)の図、活動第639の(1)の図、活動第640の(1)の図、活動第641の(1)の図、活動第642の(1)の図、活動第643の(1)の図、活動第644の(1)の図、活動第645の(1)の図、活動第646の(1)の図、活動第647の(1)の図、活動第648の(1)の図、活動第649の(1)の図、活動第650の(1)の図、活動第651の(1)の図、活動第652の(1)の図、活動第653の(1)の図、活動第654の(1)の図、活動第655の(1)の図、活動第656の(1)の図、活動第657の(1)の図、活動第658の(1)の図、活動第659の(1)の図、活動第660の(1)の図、活動第661の(1)の図、活動第662の(1)の図、活動第663の(1)の図、活動第664の(1)の図、活動第665の(1)の図、活動第666の(1)の図、活動第667の(1)の図、活動第668の(1)の図、活動第669の(1)の図、活動第670の(1)の図、活動第671の(1)の図、活動第672の(1)の図、活動第673の(1)の図、活動第674の(1)の図、活動第675の(1)の図、活動第676の(1)の図、活動第677の(1)の図、活動第678の(1)の図、活動第679の(1)の図、活動第680の(1)の図、活動第681の(1)の図、活動第682の(1)の図、活動第683の(1)の図、活動第684の(1)の図、活動第685の(1)の図、活動第686の(1)の図、活動第687の(1)の図、活動第688の(1)の図、活動第689の(1)の図、活動第690の(1)の図、活動第691の(1)の図、活動第692の(1)の図、活動第693の(1)の図、活動第694の(1)の図、活動第695の(1)の図、活動第696の(1)の図、活動第697の(1)の図、活動第698の(1)の図、活動第699の(1)の図、活動第700の(1)の図、活動第701の(1)の図、活動第702の(1)の図、活動第703の(1)の図、活動第704の(1)の図、活動第705の(1)の図、活動第706の(1)の図、活動第707の(1)の図、活動第708の(1)の図、活動第709の(1)の図、活動第710の(1)の図、活動第711の(1)の図、活動第712の(1)の図、活動第713の(1)の図、活動第714の(1)の図、活動第715の(1)の図、活動第716の(1)の図、活動第717の(1)の図、活動第718の(1)の図、活動第719の(1)の図、活動第720の(1)の図、活動第721の(1)の図、活動第722の(1)の図、活動第723の(1)の図、活動第724の(1)の図、活動第725の(1)の図、活動第726の(1)の図、活動第727の(1)の図、活動第728の(1)の図、活動第729の(1)の図、活動第730の(1)の図、活動第731の(1)の図、活動第732の(1)の図、活動第733の(1)の図、活動第734の(1)の図、活動第735の(1)の図、活動第736の(1)の図、活動第737の(1)の図、活動第738の(1)の図、活動第739の(1)の図、活動第740の(1)の図、活動第741の(1)の図、活動第742の(1)の図、活動第743の(1)の図、活動第744の(1)の図、活動第745の(1)の図、活動第746の(1)の図、活動第747の(1)の図、活動第748の(1)の図、活動第749の(1)の図、活動第750の(1)の図、活動第751の(1)の図、活動第752の(1)の図、活動第753の(1)の図、活動第754の(1)の図、活動第755の(1)の図、活動第756の(1)の図、活動第757の(1)の図、活動第758の(1)の図、活動第759の(1)の図、活動第760の(1)の図、活動第761の(1)の図、活動第762の(1)の図、活動第763の(1)の図、活動第764の(1)の図、活動第765の(1)の図、活動第766の(1)の図

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは

農林水産省の各種補助事業等において
持続可能な食料システムの構築に向けた
環境にやさしい農林漁業のために
必要な**最低限の取組**を要件化するものです。

どうして農林水産業で環境負荷低減に取り組まなければならないの？



農林水産業には環境により多面的機能がある一方で、
環境に負荷を与えている側面もあります

農林水産業は環境の影響を受けやすいことに加え、農林水産業自体が環境に負荷を与えている側面もあります。

このため、日頃の事業活動の中で新たな環境への負荷が生じないように、7つの基本的な取組を実践することが重要です。

「みどりチェック」に取り組むことで、皆様が日頃から環境にやさしい取組を実践されていることを明らかにし、消費者の理解と評価を深めることにもつながります。



「みどりチェック」は
誰もが取り組める
環境負荷低減への
「初めの一歩」です。

「みどりチェック」の7つの基本的な取組とポイント

✓ 適正な施肥	✓ 適正な防除	✓ エネルギーの節減	✓ 悪臭・害虫の発生防止	✓ 廃棄物の発生抑制 循環利用・適正処分	✓ 生物多様性への悪影響の防止	✓ 環境関係法令の遵守
例えば… 肥料のムダをなくす	農薬を正しく使う	省エネを行う	臭いや害虫の発生源の管理	ゴミ削減 資源の有効活用	不必要な防除の削減	法律を守る 等

(チラシ) 「「みどりチェック」に取り組みましょう！」 (<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>) 等より抜粋

多面的機能支払交付金の活動においても、**活動を実施する際に**
環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の
チェックシートの内容を意識して取り組むことで
新たな環境への負荷が生じないようにすることが重要です
～できることから始めましょう～

関係法令の遵守について

- ✓ 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートの取組として、主に、以下の環境関連法令について、ポイントを押さえておきましょう。

注）多面的機能支払交付金の共同活動の実施に当たって遵守すべき全ての法令を網羅したものではありません。共同活動の実施に当たり、分からないことがあれば、お住まいの市町村等に確認しましょう。

該当する「チェックシート」の項目		
環境関連法令	ポイント	対象組織等
（１）適正な施肥		
肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）	本法では、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の生産等に関する規制をしています。（第１条） <u>肥料を生産する場合は、その銘柄ごとに農林水産大臣若しくは都道府県知事の登録を受ける、又は、都道府県知事への届出を行う必要があります。</u>（第４条、第22条）	みどり加算（※）を実施する活動組織等
（２）適正な除草や害虫駆除等		
農薬取締法（昭和23年法律第82号）	本法では、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用を確保するため、農薬の登録制度を設け、販売、使用等を規制しています。（第１条） <u>農薬使用者に対し、省令で定める基準（※）に違反して農薬を使用してはならないとしています。</u>（第25条） ※「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第５号） <u>農薬使用者の責務や農薬の表示事項の遵守、農薬を使用した際に帳簿に記録することなどについて規定しています。</u>	多面的機能支払交付金の活動で農薬を使用した除草や害虫駆除等を実施する活動組織等 又は みどり加算（※）を実施する活動組織等

（※）みどり加算…加算措置「環境負荷低減の取組への支援」（化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として５割以上低減する取組と組み合わせる長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等）

関係法令の遵守について

該当する「チェックシート」の項目

環境関連法令	ポイント	対象組織等
（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） 【通称】廃棄物処理法、廃掃法	本法では、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の排出の抑制と廃棄物の適正な分別、保管、再生、処分等の処理、生活環境を清潔にすることについて規定しています。（第1条） 国民の責務として、廃棄物の排出抑制、再生品の使用等による廃棄物の再生利用、廃棄物の分別排出、廃棄物の減量等に関して、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないとしています。（第2条の4） 事業者（公共公益事業等を実施する者を含む）は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとしています。（第3条）	全ての活動組織等
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）	本法では、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品（以下、「プラ製品」という。）の使用の合理化、プラ製品の廃棄物の再資源化等を促進するための制度の創設等の措置について規定しています。（第1条） 消費者等の責務として、プラ製品廃棄物の分別排出、プラ製品の過剰な使用の抑制等合理化によるプラ製品廃棄物の排出抑制、再生プラ製品の使用等に努めなければならないとしています。（第4条）	全ての活動組織等
（７）環境関係法令の遵守等		
環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号） 【通称】みどりの食料システム法	本法では、環境と調和のとれた食料システムの確立のため、基本理念及び農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動を促進するための措置及びその基盤を確立するための措置について規定しています。（第1条） 「みどりチェック」の取組は、「みどりの食料システム戦略」に位置付けられており、本法に基づいて国が定めた基本方針に位置付けられた「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」のうち最低限の内容について取り組むものとしています。（第15条）	全ての活動組織等
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）	本法では、地球温暖化対策の推進のため、計画制度と社会経済活動等による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置について規定しています。（第1条） 国民の責務として、日常生活に関し、温室効果ガスの排出量削減等のために取り組むよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出量削減等のための施策に協力しなければならないとしています。（第6条）	全ての活動組織等
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号） 【通称】鳥獣保護管理法	本法では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図るため、鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施と猟具の使用に係る危険を予防することについて規定しています。（第1条）	鳥獣被害防止のための対策を実施する活動組織等
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号） 【通称】鳥獣被害防止特別措置法	本法では、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、市町村の計画制度や被害防止施策の実施に係る財政上の措置（※）、鳥獣被害対策実施体の設置、捕獲等した対象鳥獣の適正な処理や有効利用のための措置等について規定しています。（第1条） ※ 支援措置：鳥獣被害防止総合対策交付金	鳥獣被害防止のための対策を実施する活動組織等

よくあるQ&A

	質問	回答
1	環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートは、全ての項目について、全ての活動組織等が令和7年度から実施しなければならないのか。	環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）は、令和7年度から多面的機能支払交付金の実施要件となりますので、 ・多面的機能支払交付金を実施する全ての活動組織等が実施する必要があります。 ・活動組織等として、多面的機能支払交付金の活動に関して、「該当しない」場合を除く全ての項目について、実施する必要があります。
2	環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートの内容について、総会等で合意が必要か。	「チェックシート」は、事業計画の認定申請に必要な書類の一つですので、事業計画書と併せて総会等で合意を得る必要があります。 具体的な実施方法や実施状況についても、活動組織等の構成員1人1人が意識して取り組んでいただくため、組織内の合意形成を図る観点から、毎年度の総会資料に含めるなどして合意を得ることが望ましいと考えています。 また、みどりの食料システム戦略や関係法令についての資料も含めるなどして理解醸成を図ることを行っていただきたいと思います。
3	環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートについて、市町村の役割は何か。	市町村においては、活動組織等の自己申告により提出・報告された「チェックシート」に、 ・事業計画認定時、申請時にチェックを入れることが必要な箇所にチェックされていること ・事業期間終了時、報告時にチェックを入れることが必要な箇所にチェックされていることを確認してください。 また、毎年度の実施状況の確認等の際、「チェックシート」が実施されていることを簡易な聞き取り等で確認してください。
4	環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートの実施状況は誰がどのように確認するのか。	「チェックシート」の実施状況の確認は、事業期間終了後、国の環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の担当部局が抽出検査において行います。
5	環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートを毎年度実施したことを示す書類等の作成・保管は必要か。	抽出検査は、国の環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の担当部局が、活動組織等に対し、チェックシートで報告された内容について聞き取り・目視により確認することとしています。その際、取組内容に応じ、肥料、農薬、電気・燃料の使用記録等の閲覧を求められる場合がありますが、これ以外の取組内容に関する実施状況写真等の証拠書類の提出は求められません。 そのため、チェックシートを毎年度実施したことを示す書類等の作成・保管は必要ありません。 一方、抽出検査では活動期間中の具体的な取組内容を説明する必要がありますので、スムーズに説明できるよう、必要に応じて備忘録を残しておくといでしょう。
6	抽出検査により、取組不足や不備が確認された場合、交付金返還等のペナルティはあるのか。	抽出検査は、基本的には、「チェックシート」の取組の不足による活動組織等の摘発ではなく、各活動組織等における取組状況の確認と、取組内容の改善・向上を目的として行い、不備等が判明した場合は、まずは改善指導を行います。 令和9年度の本格実施以降、複数回の指導によっても改善が見込まれない場合には、ペナルティ措置を講じることを検討しています。ペナルティ措置の内容については、今後検討します。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）については、本解説書のほか、農林水産省ウェブサイトに掲載されている「環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の導入について」、「環境負荷低減のクロスコンプライアンス（愛称：みどりチェック）Q&A」等を参照してください。

(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>)



詳しくはこちら